

行政手続法の一部を改正する法律の施行について（依命通達）

平成18年5月11日
大通達甲（警務）第6号
警務部長から本部各課・所・
隊・室長、警察学校長、各警
察署長あて

（概要）

行政手続法の一部を改正する法律（平成17年法律第73号。以下「改正法」という。）が平成18年4月1日から施行されたことに伴い、改正法と改正後の行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。）の概要等について通達したものである。

1 改正法の概要

（1）改正の目的

改正法は、規制の設定又は改廃に係る意見提出手続（平成11年3月22日閣議決定。以下「閣議決定」という。）に基づいて従来から行われている、いわゆるパブリック・コメント手続を法制化するものであり、命令等を定める手続に関し、共通する事項として意見公募手続等に係る規定を整備することにより、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることを目的とするものである。

（2）意見公募手続等の対象

閣議決定が、広く一般に適用される国の行政機関等の意思表示（政令、府令、省令及び告示のほか、審査基準、処分基準、行政指導指針を含む。）で、規制の設定又は改廃に係るものに限り、いわゆるパブリック・コメントの対象としていたのに対し、法は、第2条第8号に規定する命令等（内閣又は行政機関が定める法律に基づく命令（処分の要件を定める告示を含む。）又は規則、審査基準、処分基準及び行政指導指針をいう。以下同じ。）を、広く意見公募手続等の対象としている。

（3）意見公募手続等の内容

ア 意見公募手続

（ア）命令等を制定する機関（以下「命令等制定機関」という。）は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案及び関係資料をあらかじめ公示し、意見提出先及び意見提出期間を定めて広く一般の意見を求めなければならない（法第39条第1項）。

（イ）意見提出期間は、公示の日から起算して30日以上でなければならない（法第39条第3項）。ただし、30日以上の意見提出期間を定めることができないやむ

を得ない理由があるときは、30日を下回る意見提出期間を定めることができるが、この場合においては、当該命令等の案の公示の際にその理由を明らかにしなければならない（法第40条第1項）。

イ 結果の公示等

- (ア) 命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定める場合には、提出意見を十分に考慮しなければならない（法第42条）。
- (イ) 命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定めた場合には、当該命令等の公布と同時期に、提出意見、提出意見を考慮した結果及びその理由等を公示しなければならない（法第43条第1項）。
- (ウ) 命令等制定機関は、(イ)の公示の際に、必要に応じ、整理した提出意見を公示することができる。この場合においては、当該公示の後遅滞なく、当該提出意見を当該命令等制定機関の事務所における備付け等により公にしなければならない（法第43条第2項）。
- (エ) (イ)又は(ウ)による提出意見の公示等により第三者の利益を害するおそれがあるとき等には当該提出意見の全部又は一部を除くことができる（法第43条第3項）。
- (オ) 命令等制定機関は、意見公募手続を実施したにもかかわらず命令等を定めないこととした場合には、その旨等を速やかに公示しなければならない（法第43条第4項）。

(4) 適用除外

ア 法第6章（意見公募手続等）の規定の適用除外

(ア) 法第3条第2項

施行期日政令（第1号）、処分に該当する命令等（第3号。例：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第22条第5項に規定する指定検査機関を指定する規則）などを定める行為

(イ) 法第3条第3項

地方公共団体の機関が命令等を定める行為

(ウ) 法第4条第4項

国又は地方公共団体の組織について定める命令等（第1号。例：警察庁組織令）、公務員の礼式、服制等について定める命令等（第3号。例：警察礼式、警察官の服制に関する規則）、国の機関相互の関係並びに国と地方公共団体の関係及び地方公共団体相互間の関係について定める命令等（第6号。例：犯罪捜査共助規則）などを定める行為

なお、警察法施行令は、第1号、第4号又は第6号に該当し、意見公募手続等の規定の適用が除外される。

イ 法第39条第1項（意見公募手続の実施）の規定の適用除外

緊急に命令等を定める必要があるとき（第1号）、他法令の改正等に伴い当然必要となる規定の整理その他の軽微な変更を行うとき（第8号）等に該当するときは、法第39条第1項（意見公募手続の実施）の規定の適用が除外される（法第39条第4項）。ただし、命令等制定機関は、法第39条第4項各号のいずれかに該当するものとして意見公募手続を実施しないで命令等を定めた場合には、当該命令等の公布と同時期に、意見公募手続を実施しなかった旨及びその理由等を公示しなければならない（法第43条第5項）。

(5) 施行における経過措置

施行の日（平成18年4月1日）から60日以内に定める命令等については、法第6章（意見公募手続等）の規定は適用されない（改正法附則第2条第2項）。

2 留意事項

都道府県警察においては、意見公募手続等に係る法の規定の適用が除外されているが、法第46条の規定により、地方公共団体は、法の趣旨にのっとり、必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされていることに留意する。